

タイムリーOne
MARKET REPORTトランプ米大統領は
クックFRB理事の解任を表明

トランプ米大統領がクックFRB理事の解任を表明

8月25日、トランプ米大統領はクックFRB（米連邦準備理事会）理事を解任すると、自身のSNSで発表しました。トランプ大統領は、クック氏が住宅ローン契約において不正を行い、クック氏の能力と信頼性に疑義が生じたことから、FRB理事職を解任するのに十分な理由に相当すると判断した、と主張しています。

1913年連邦準備法において、大統領にはFRB理事の解任の権限が与えられています。もっとも、解任は「正当な理由」がある場合とされています。これまで、この「正当な理由」としては不正行為や職務怠慢などが該当すると考えられてきました。今回のクック氏の解任理由が「正当な理由」として認められるかは、今後法的に争われる可能性があります。クック氏が解任に至り、その後任にトランプ氏が自身に同調する人物を充てる場合、ボウマン副議長、ウォラー理事、そしてクグラー氏の後任として就任予定のミラン氏と合わせて、理事会（7名）の過半数の4名が「トランプ派」となる格好です（図表1）。

市場はクックFRB理事解任を嫌気

クックFRB理事の解任発表を受けて、日本時間26日午前に、ドルは主要通貨に対して一時売られ（図表2）、ドル/円は146円台まで円高ドル安が進行する場面がありました。日本株も円高を受けて下落しました。また、時間外取引で米株先物は小幅下落、米国債は短期債が買われる一方で、長期債が売られる格好となりました。市場はトランプ大統領によるFRBの独立性への干渉を嫌気する一方で、ある種の「慣れ」もあり、今年4月のように米資産の全面安となる「米国売り」が加速する事態には至っていません。今回の解任自体が目先の金融政策運営へ与える影響は必ずしも大きくないとみられます。ただし、FRBへの露骨な政治的な干渉が常態化すれば、長期的にはFRB、さらには米国への信認を毀損しかねず、米国資産離れが再加速するリスクには注意が必要です。

エコノミスト 枝村 嘉仁

図表1：FRB理事メンバーと任期

役職	氏名	就任 ¹	任期 ¹
議長	ジェローム・パウエル	2012年5月	2028年1月
		2018年2月	2026年5月
副議長	フィリップ・ジェファースン	2022年5月	2036年1月
		2023年9月	2027年9月
副議長 (金融監督)	ミシェル・ボウマン	2018年11月	2034年1月
		2025年6月	2029年6月
理事	マイケル・バー	2022年7月	2032年1月
理事	クリストファー・ウォラー	2020年12月	2030年1月
理事	(スティーブン・ミラン ²)	?	2026年1月
理事	空席（リサ・クック氏の後任）	?	2038年1月

¹パウエル、ジェファースン、ボウマンの上段は理事職の就任月と任期、下段は議長・副議長職の就任月と任期

²クグラー氏の後任としてトランプ大統領が指名。今後、上院の承認を経て正式に就任。

出所：FRBなどの資料を基にアセットマネジメントOneが作成

図表2：ドル指数の推移

(1973年3月=100)



期間：2025年1月2日～2025年8月26日（日次）

※8月26日は11時時点のデータ

出所：LSEGのデータを基にアセットマネジメントOneが作成

投資信託に係るリスクと費用およびご注意事項

【投資信託に係るリスクと費用】

● 投資信託に係るリスクについて

投資信託は、株式、債券および不動産投資信託証券(REIT)などの値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替リスクもあります。)に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。

● 投資信託に係る費用について

[ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。]

■ お客さまが直接的に負担する費用

購入時手数料: 上限3.85%(税込)

換金時手数料: 換金の価額の水準等により変動する場合がありますため、あらかじめ上限の料率等を示すことができません。

信託財産留保額: 上限0.5%

■ お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬): 上限年率2.463%(税込)

※上記は基本的な料率の状況を示したものであり、成功報酬制を採用するファンドについては、成功報酬額の加算によってご負担いただく費用が上記の上限を超過する場合があります。成功報酬額は基準価額の水準等により変動するため、あらかじめ上限の額等を示すことができません。

その他費用・手数料: 上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。投資信託説明書(交付目論見書)等でご確認ください。その他費用・手数料については定期的に見直されるものや売買条件等により異なるため、あらかじめ当該費用(上限額等を含む)を表示することはできません。

※手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することはできません。

※上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。

費用の料率につきましては、アセットマネジメントOne株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。

※投資信託は、個別の投資信託ごとに投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国が異なることから、リスクの内容や性質、費用が異なります。投資信託をお申し込みの際は、販売会社から投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめ、または同時にお渡ししますので、必ずお受け取りになり、内容をよくお読みいただきご確認のうえ、お客さまご自身が投資に関してご判断ください。

※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

【ご注意事項】

● 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成したものです。

● 当資料は、情報提供を目的とするものであり、投資家に対する投資勧誘を目的とするものではありません。

● 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

● 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

● 投資信託は、

1. 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象ではありません。

2. 購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。

3. 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。